

平成 22 年 10 月 31 日

株 主 各 位

更 生 会 社 株 式 会 社 武 富 士
管 財 人 小 畑 英 一

株主各位へのお知らせ

平成 22 年 10 月 31 日付、当社の会社更生手続開始決定に伴い、東京地方裁判所より、会社更生法第 85 条 4 項の規定に基づく通知が発せられましたので、お知らせいたします。

以 上

平成22年（ミ）第12号会社更生事件
更生会社 株式会社武富士（東京都新宿区西新宿八丁目15番1号）

平成22年10月31日

株 主 各位

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 石 井 晃

お知らせ（通知）

頭書事件の更生会社について、平成22年10月31日、会社更生手続開始の決定がなされ、弁護士小畑英一が管財人に選任されました。

会社更生法85条4項の規定により、管財人の選任について意見を述べることができる期間が平成22年12月28日までと定められましたので、上記管財人の選任について意見がある場合には、同日までに当裁判所に書面で提出してください。

以 上

（注意）

- 1 管財人の選任についての意見を記載した書面（以下「意見書」という。）は必ず提出しなければならぬものではありませんから、特に意見がなければ提出する必要はありません。
- 2 意見書の書式は特に定められていませんので、任意の様式で作成していただいて結構ですが、更生会社名、住所・代表者氏名は必ず記載してください。
- 3 意見書の送付先は、「〒100-8920 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 東京地方裁判所民事第8部 更生会社株式会社武富士 係」です。平成22年12月28日必着となりますのでご注意ください。